

別冊

稚内市社会福祉協議会の 会費のあり方検討について

「次期地域福祉実践計画を踏まえ」

稚内市社会福祉協議会における会費のあり方について

(1) 稚内市社会福祉協議会の会員制(会費制)について

社会福祉法人稚内市社会福祉協議会（以下「社協」という。）にとって**財源の確保**が今後の社協運営の重要課題となってくるものと捉えている。そのためには、まずは**資金面**における**自主財源**、次に、**運営面**での**人財**を“財源”として重要な位置付けと受け止めている。

社会福祉協議会は、広域では民間の社会福祉活動を推進することを目的とした**営利を目的としない**（社会貢献活動や社会問題を解決することが主たる活動の目的）**民間組織**であります。また、地域に暮らす住民の方々のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしてさまざまな活動を行うことを目的にすると**社会福祉法第109条（市区町村社協）**に規定されております。

2016年社会福祉法が改正されたことに伴い、公益性・非営利を踏まえ、本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組み」の実現に関する責務規定が創設された。その結果、特定の社会福祉事業の領域にとどまることなく、様々な地域の生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことがさらに期待されたところでもあります。

社協の財源の特徴としては、**①事業活動の社会性・公共性が高い** **②運営資金はきわめて公共性の高い資金を利用** **③法人としての民間財源確保**となっており、

- ① 民間組織としての自主性を持つと同時に、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共を持つ団体として、社会福祉法という法律に規定されています。このため、社会福祉協議会の行う事業は行政ではできない民間性を持ったサービスであったり、行政から「委託」という形で事業を受けたりしています。
- ② 社協は、民間性と公共性が同居している団体であるため、人件費や委託事業費には市や道より補助金や受託金が導入されており、これらは住民皆様の税金です。このことから「社会福祉協議会＝行政」という思いをもたれている人も多いようですが、社協は「社会福祉法人」であり、あくまでも民間の組織であることとなります。
- ③ 「住み慣れた地域で、家族や友人とともに暮らしたい」このすべての人々に共通の願いを実現していくためには、地域のみなさんが互いに支え合うことが必要です。つまり、地域の中では、住民のみなさんが福祉の担い手であり、そして受け手でもあるということです。このことから、広く市民の方や社会福祉関係者に支えられた公共性を持つ団体としての社協は、会費や共同募金配分金、寄付金といった住民のみなさんの協力による民間財源を独自事業費に充当しています。

【6つの財源】

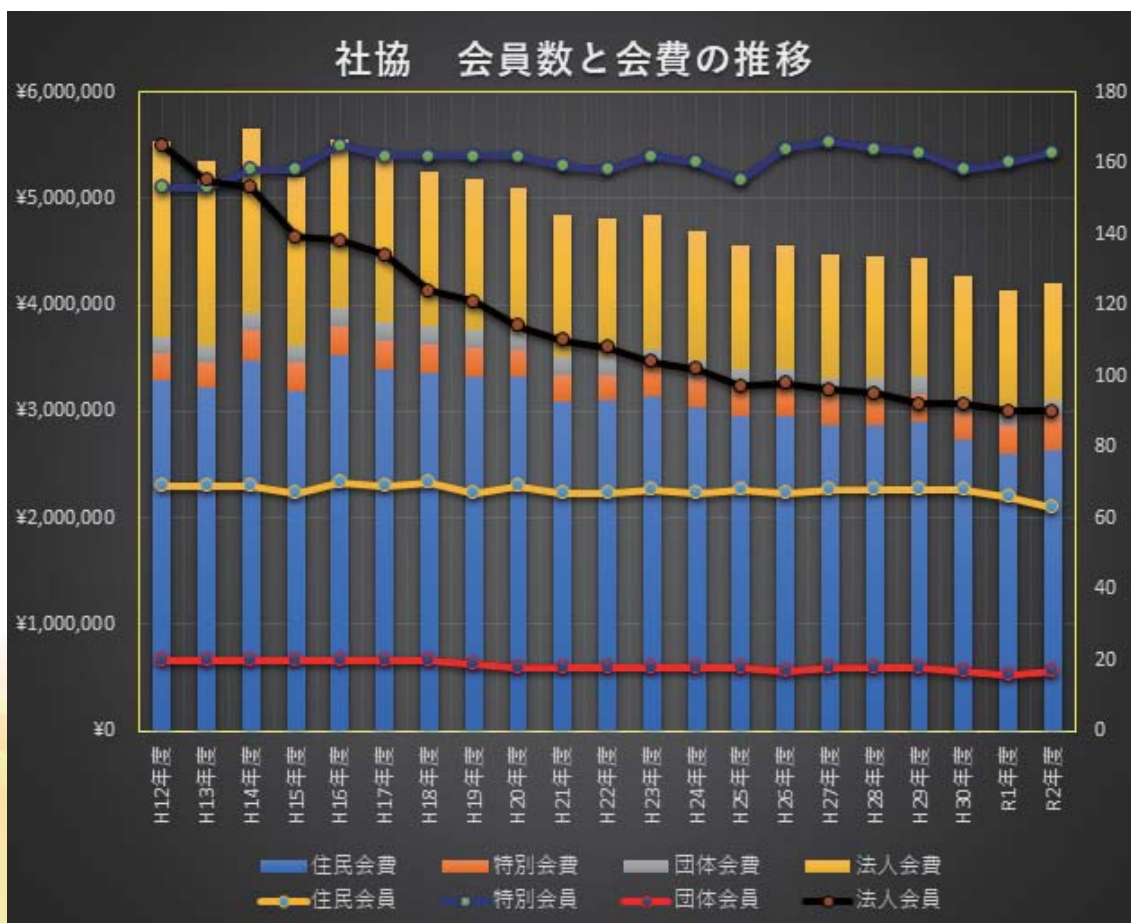
①補助金 ②受託金(委託料) **③会費** ④寄付金 ⑤共同募金配分金 ⑥介護保険収入

社会福祉協議会は、先に述べたとおり、社会福祉事業を主な目的とする場合に設立することができる**社会福祉法人**であり、「**社会福祉法**」において厳格に規定されており、実施可能な事業においても、社会福祉事業・公益事業・収益事業の3つの事業しか実施できないと定められています。したがって、法人格を有した社会福祉法人が認められ、定款においては**議決機関**として**評議員**による**評議員会**が位置付けられ、その目的達成するため**“会員制”**を整えているものである。

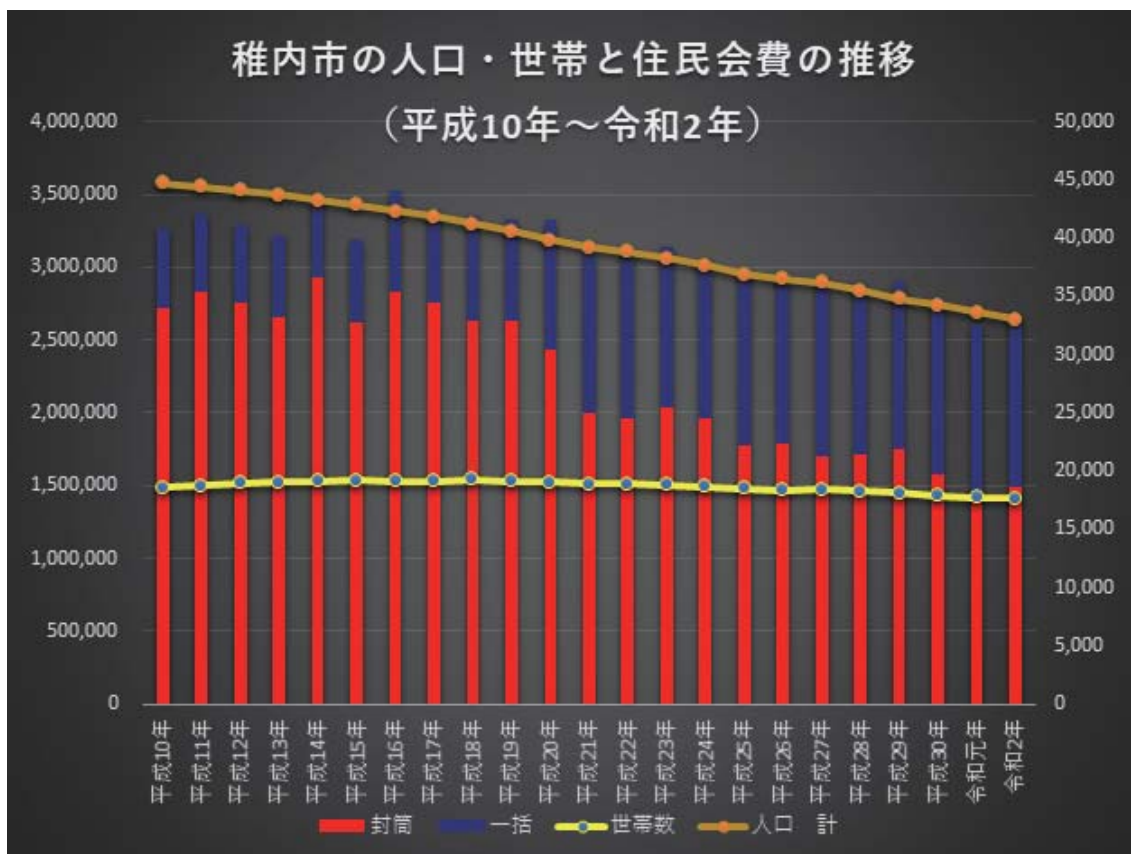
社協の住民会員制度は、社協の行う事業を地域住民の参加・協力・支持によって進めるために必要であり、会員となることを通して、地域福祉の推進や社協事業への参加を意思表示していただくものである。従って、住民会員制度が賛助会員の性格を有するという意味では地域住民の自覚に基づく加入を基本として整備を図る必要があり、一律・機械的なものではなく、自覚ある加入を広げる中でいわゆる「全戸加入」を目指すことが必要である。

会員会費は、地域福祉を推進する団体としての社協を「**お金**」で支えるという「募金」あるいは「寄附金」のような要素が強く、会費を納める行為そのものは、ボランティア活動の一貫としてとらえられる。そうした背景の元、少子高齢化の影響が顕著に表れており、最も重要なのが自主財源となる「**会費**」に焦点を絞って、現状と今後の社協自体が抱えている問題解決に向けて具体的な方策を検討するものである。

参考資料-①：社協会員数と会費の推移（平成12年度～令和2年度）



参考資料-②：稚内市の人口と世帯数と住民会費の推移



本社協は、これまで地域福祉の推進において大きな成果をあげていると自負しているが“**社会福祉協議会**”という名称は、まだまだ一般的にはアピール不足であり、稚内市民のすべてにまで認知されているとは言えないと受け止めている。また、その活動内容も思いのほか知られていないということであり、「会員すなわち会費」という系統図も市民全体では意識が乏しい状況であるとも言える。

近年では、確実に人口が減少しており、世帯数についても、核家族の増加や高齢世帯の増加等もあり、人口の減少幅では無いが着実に減少している。その結果、現在町内会に加入する者の減少（加入率）や町内会にお願いしている会費の納付に要する手間など、高齢化等により会費は減少に直結しているものである。

現在の新型コロナ禍において、感染予防の徹底のため社協の活動を自粛しており、各団体等でも早期の活動再開を願っているところではあるが、活動停止状態による収支の悪化など課題を抱えている。また、次期地域福祉実践計画の策定にあたり、まずは、社協として「**人財と財源**」の安定を図ることが、住民自らが自分たちの生活課題を解決し、充足させることが、すなわち「**地域福祉**」の実現という大きな命題として受け止めているところでもある。

そのためにも、住民（市民）のみならずには、社協の会員となることについて、一定のご負担をお願いしながら、共に一丸となって「**福祉のまちづくり**」を進めていかなければならない。

(2) 会費徴収の現状と課題

本社協の会員については、稚内市社会福祉協議会会員規定に規定されており、第2条において①住民会員 ②特別会員 ③団体会員 ④法人会員の4つの区分を掲げており、会費においては、①の住民会費で1口100円以上 ②③特別・団体会員で1口1000円以上 ④法人会員で5000円以上と明記されている。

社協会費の考え方は「地域への還元」です。そのためには住民全戸加入を目指し会費制度を充実させ、住民と社協がともに地域福祉活動を作り上げていく体制が必要となります。社協会費は地域住民同士の支え合いをますます活性化して行くための大切な財源となっている。

- ①住民会員 各町内会のご協力により、稚内市にお住まいの方々よりいただいている会費
- ②特別会員 各種機関・団体・施設・自治組織の役職にある個人の方よりいただいている会費
- ③団体会員 社会福祉に関係する機関・団体・施設等よりいただいている会費
- ④法人会員 市内に所在する企業よりいただいている会費

住民会員会費の集金については、町内会（令和2年度全66町内会）に依頼をしており、その集金方法は大きくわけて2種類存在している。1点目は町内会が一括して納入する方法であり、令和2年度実績では全体（66町内会）の43町内会68%となっており、2点目は町内会が住民に対し徴収封筒を配布し徴収するものであり20町内会32%となっている。会費の徴収金額では、一括43.4%、封筒56.6%と依然として個人での封筒会費の金額が大きいものである。

ちなみに平成10年度での実績では、一括16%封筒84%と町内会に加入している人々が当社協の会員として会費を納入していたことが分かるものであるが、平成21年度を境に一括35%封筒65%と逆転した状況となっており、現在も同様な傾向を示している。

長年それぞれの地域により一番合理的な方法が取られて来たところであるが、高齢化社会の到来により町内会においても高齢化が急速に進展し、活動する住民自体が高齢者となって来たこと、更には、単身者並びに若年層世帯が増加したことなど核家族化が急速に進んでおり、町内会に加入すると言う意識と金銭的余裕の欠如も大きく影響していると受け止めている。このような社会環境の変貌によるライフスタイルの多様化により地域や組織の紐帯が弱まってきている現状を踏まえつつ、低所得世帯への配慮にも十分に気をつける必要もある。

そうした状況下、当社協として会費徴収の手間の解消並びに町内会の新規加入の発掘等の努力には至っておらず、町内会に一任している状況であることから、一括徴収が増加傾向を示し、結果、会費額が総体的に減少していると言う現況と認識しており、改めて、社協としての認知度アップ、市民（住民）に対し会費の用途の周知、子どもから高齢者に至る福祉づくりとしての事業内容の精査等を検討していくことが必要となってくる。

【参考：自治会費に伴う判例】

滋賀県甲賀市の自治会費増額決議（増額分＝社協の会費）を無効とする大阪高裁判決もあるので、区費からの一括拠出には十分な注意を要する。住民同意のない一括拠出は違法となるからだ。今般の判決は、次のとおり解することができる。

自治会費に募金を上乗せして徴収するとした総会決議は違法として、滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘の住民男性5人が、所属する自治会を相手に、決議の無効確認などを求めた訴訟で、最高裁第1小法廷（横尾和子裁判長）は平成20年4月3日、自治会側の上告を棄却する決定をした（時事通信2008/04/03-19:42）。これで、「徴収は思想・信条の自由（憲法19条）を侵害する」として決議を無効と認め反対住民側の逆転勝訴の二審大阪高裁判決が確定した。

大阪高裁は昨年8月24日、決議による募金徴収は事実上の強制で、社会的に許容される限度を超えており、公序良俗に反すると判断し、「思想信条への影響は抽象的。上乗せ徴収には必要性、合理性がある」とした一審判決を取り消した。滋賀県甲賀市甲南町の希望ヶ丘自治会（地域自治体・約940世帯）は、従来、赤い羽根共同募金や日本赤十字社への寄付金などを各世帯を訪問して任意で集めてきた。このように、この寄付金は班長・組長らが訪問して集めていたが、約940世帯ある上に高齢者も多く、各家を1軒ずつ回って徴収するのは負担が大きいこと、しかも協力を得られなかったり留守だったりするなどにより負担が重くなったため、班長になるのを避けようと休会する人もいた。そこで、集金にあたる班長・組長らの負担を解消しようと2006年3月の定期総会で、年会費6000円の自治会費に募金や寄付金など2000円分を上乗せ（増額）して徴収することを定期総会で賛成多数で決議した。

▼2006年3月総会議決＝6000＋2000＝8000円（上乗せ議決）（強行徴収）その決議では、増額分の会費は、全額、地元の小中学校の教育後援会、赤い羽根共同募金会、緑化推進委員会、社会福祉協議会、日本赤十字社及び滋賀県共同募金会への募金や寄付金に充てる、としていた。これに対して、原告らは「寄付するかどうかは個人の自由」と一律徴収に反対し、翌月に「本件決議は思想・良心の自由等の侵害を理由として決議の無効確認等を求めて訴訟を起こした。

▼2006年4月大津地裁に訴訟開始（決議の無効確認）。1審判決（大津地判平成18・11・27判例集未搭載）は、本件募金対象団体が政治的思想や宗教に関わるものではなく、寄付の名義は原告らではなく「希望ヶ丘自治会」であることから構成員の思想信条に与える影響は直接かつ具体的なものではなく、また負担金額も過大ではない、として本件決議が公序良俗に反しないとしていた。

▼2006年11月27日大津地裁原告敗訴。これに対して、大阪高裁平成19年8月24日判決は、募金及び寄付金は、その性格上、「すべて任意に行われるべきものであり」班長や組長の集金の負担の解消を理由に、これを会費化して一律に協力を求めようとする自体、「希望ヶ丘自治会」の性格からして、「様々な価値観を有する会員が存在することが予想されるのに、これを無視するものである上、募金及び寄付金の趣旨にも反する」としました。そして、募金及び寄付金に応じるかどうかは、「各人の属性、社会的・経済的状況等を踏まえた思想、信条に大きく左右されるものであり」、会員の任意の態度、決定を十分に尊重すべきだとし、「その支払を事実上強制するような場合には、思想、信条の自由の侵害の問題が生じ得る」。

▼大阪高裁原告勝訴2007年8月24日

①この判決は、社協会費等を自治会費に包含して集めること自体を違法と断じたものではない。自治会費の増額に応じなかった住民が、自治会からの脱退を強制されたことに問題があった。

②市社協会費等の徴募を自治会に依頼する場合、その徴募方法が自治会に委ねられ、各自治会で承認された方法であれば、これを一括して集める方法を選択すること自体に問題はない。

但し…※一般会員会費を徴募する際に次の点について配慮して実施することが必要である。

①住民が強制感を抱かない方法をとること。②会費の徴募にあたる者の負担感を軽減すること（事務手続きの簡素化等）

以上を考慮しつつも、長年それぞれの地域で理解、浸透された徴募方法があるため、これを一概に否定することなく、次の点に留意しながら効率的かつ効果的な徴募の仕組みを構築することが望ましい。

①稚内市社協の会員制度に**強制性はない**ことを十分に周知する。

②特に一括納入方式については、**各町内会の総会等**で十分に**説明責任を果たして**いただき、住民の議決を得た上で実施していただくこと。この方式は、住民にとっては負担感の欠如（会員意識の低下）を招くため、社協は、会員意識や社協の認知度、事業への理解度の向上に努めること。

【参考資料】

▶町内会等の位置付け

本来、町内会等は民法上は、権利能力なき社団である。地方自治法上は「地縁による団体」（地縁団体）と位置付けられている。一方で1959年に発生した伊勢湾台風を契機として成立した災害対策基本法では、地域コミュニティにおける住民同士による防災活動が重視され、地域住民らによる自主防災組織の設置に関する規定が設けられており、これは主に町内会等を母体として設置することを想定したものである。さらに、近年では地域コミュニティの重要性が認識されてきたこともあり、1991年4月の改正により設けられた地方自治法第260条の2で「地縁による団体」と規定され、地方公共団体の長の認可を受けて「認可地縁団体」として法人格を取得し、団体名義で不動産登記等を行うことができるようになった。さらに、旧中間法人法に基づき、中間法人としての法人格を取得する例もあった。

▶任意加入と退会の自由

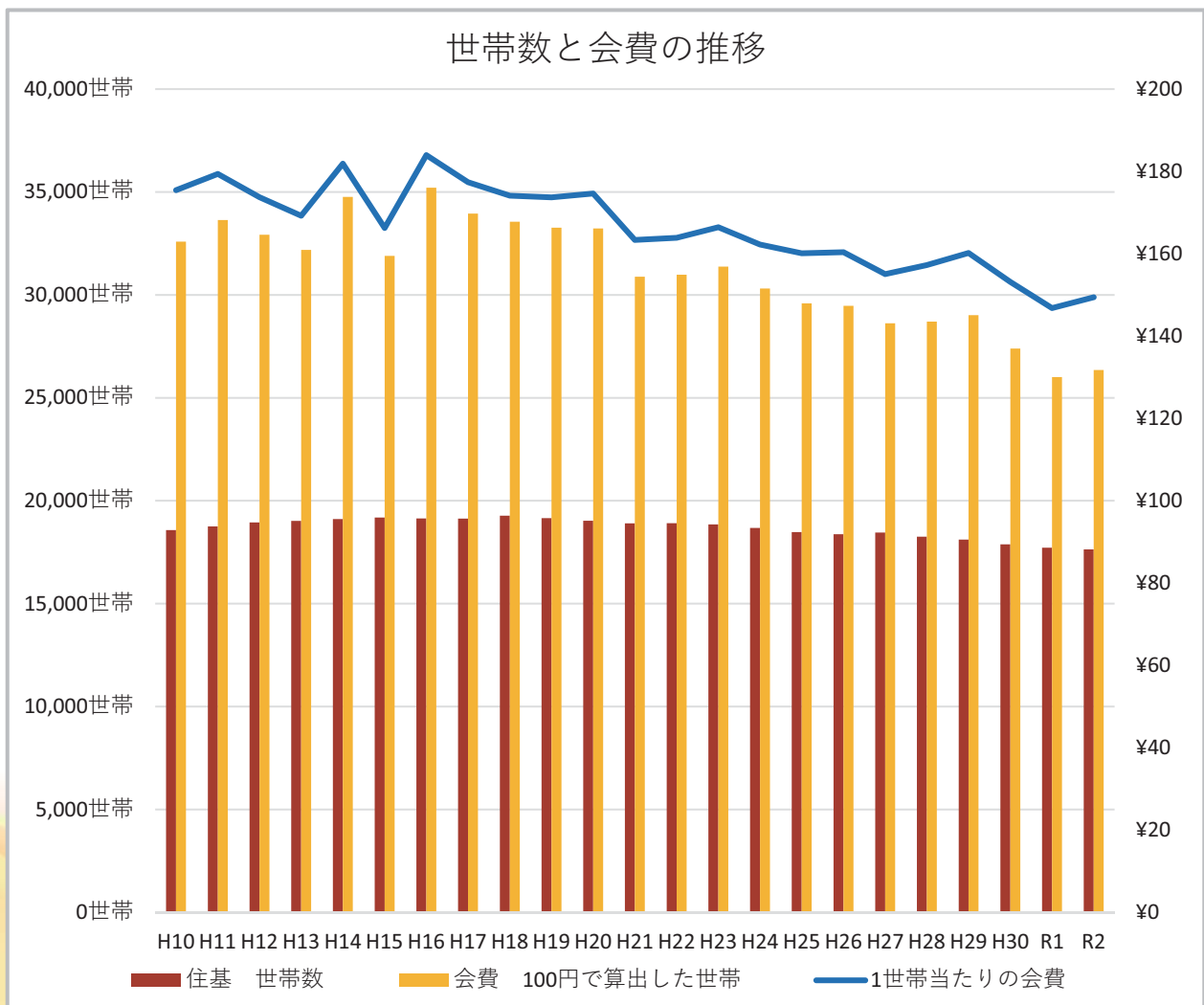
町内会は任意団体であり、退会は自由である。PTAについては、朝日新聞などで任意団体であること、退会が自由であることなどが報道されたが、町内会については、この点に関する知識が十分に普及していないと言える。近年、町内会の組織率低下を憂う地方議員、役所、町内会役員による入会促進行為が見られる。中にはゴミ収集問題を逆利用して入会を強要するケースもあるが、入会意思のない住民は、きちんと自身の考えを表明し、拒否することが可能である。

出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』より

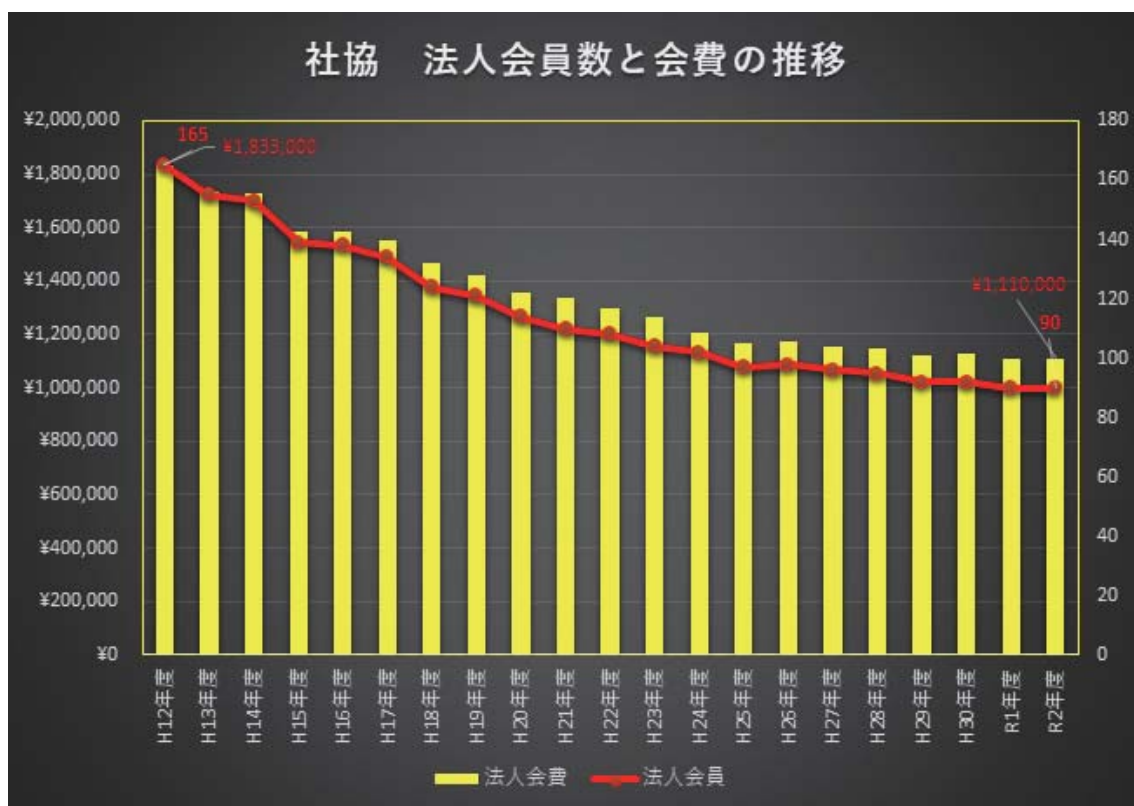
(3) 会員増強対策について

本社協の会員については、先に述べたとおり、4つの区分を掲げており、**住民会費**においては、1口100円以上となっているところであり、町内会の世帯住民を対象とし会費を徴収しているところであるが、各町内会として活動自体に差があるほか、それぞれ世帯数や生活様式の違いなどさまざまな事情があり、一口100円以上での、一括、封筒での徴収という選択が大変厳しく、新たな会費制としての定額制の導入も視野に入れていかなければ会費収入が見込めないほか、町内会との今後のあり方をも検討することも必要となってくる。

そのためには、まず、**社協に加入する何らかのメリット、恩恵を享受できるシステムづくり、参加する意義を見つける仕組みづくりが必要と考えられる**。「福祉のまちづくり」として、子どもから高齢者までの階層別で福祉へのニーズが違うことから、子育て教育から、育児教育、新たな生活への対応するための教育や元気で健やかに過ごすための教育など視野に「社協の会員にならなければ受けられない」という行政一体となつての事業、でも、行政とはひと味違い存在意義が醸し立てるかが、会員増加の鍵であり、次期地域福祉実践計画の柱となると考えている。



次に、住民会員以外に会員増員を積極的に図るべき対象として、法人会員である。会費の納入金額等を見てみると、平成12年度 165社1,883千円4.4%、令和2年度 90社1,110千円7.4%となっており、下記のグラフでわかるとおり右肩下がりの減少傾向を示している。



企業・団体に対しては、会費の納入という行為そのものが社会貢献活動に繋がることから、広く内外にPRし、会費納入意欲を促す必要があると考える。ただし、新型コロナウイルス感染が蔓延し、ステイホームを促進した社会活動並びに経済活動が自粛、会社経営が大変厳しい状況により、脱退を申し出る企業も出てきているのも現状である。

今後、社協としては、企業との連携・協働の“**きっかけづくり**”を積極的に行うべきである。会員加入企業の増加に努め、「企業応援団」を拡充し、企業のイメージアップに繋がる広報宣伝活動となるよう最大限の努力をもってこれに取り組む必要がある。会費が寄せられた企業に用途が明らかになるよう明確にする工夫も重要と言え、企業の社会貢献のPRやイメージアップにも寄与しながら、社協会員として意識の動機付けにもなるものであり、**ネーミングライツ**のように福祉事業に企業名を付した活動もその一翼であり、**企業会費の適正性**についても十分に検討する必要もある。

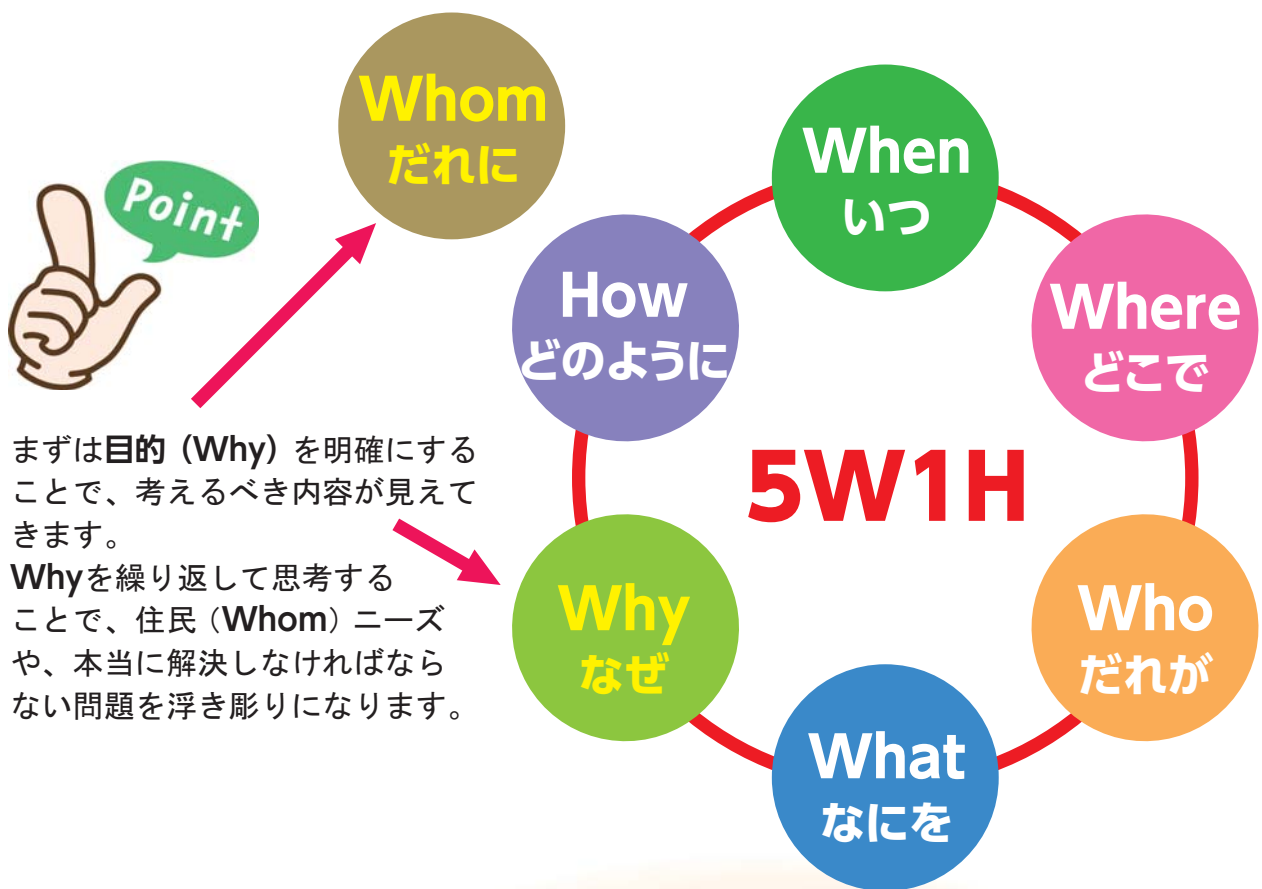
会員並びに納付金額をアップさせるためには、住民に一番身近な組織として住民を巻き込んだ事業を展開することが、住民の理解促進がなによりも重要であることから、全市的な視点で社協の役割や事業を様々な機会を通じてPRすることに努めることも重要となってくる。

(4) 住民(市民)参加による社協運営の方向性

～「人生100年時代を見据えて」～

本社協の運営は、“評議員による評議員会”を議決機関として位置付けられ、各団体等から選出された代表者であり、一般的な市民参加の理念での“一般公募”ではないものである。定款において定数が定められているが、新たに一般市民の『公募の枠』を新設するなど広く市民の意見等を取り入れることも検討することが必要である。

5W1H + Whom(だれに) 社協の方向性イメージ図



会員増員運動等を展開するにあたり、数少ない職員で全般を実践するには非常に無理があり、役職員を含めた職員が一丸となって、この運動等に当たる必要が生じている。

社協の運営を一層明確化するためには、市民の皆さんからの会費による事業展開として予算・決算をすべての地域住民のすべての方々に広報紙等で「見える化」することで、より公平性と透明性をPRし、「地域住民から支えられる組織」であることは当然としても、社協だけでは成し得ないことから、待っているのではなく積極的に地域に出て行き、地域ニーズの発掘や地域情報の収集し、市民が望む事業を実践するため、市民を含めた“オール社協”で問題・課題を解決していく方向性が望ましいことは必然である。

「人生100年時代を見据えて」“健康と安心”を社協がお届けするために

日本人の平均寿命は伸び続け『人生100年時代』と呼ばれている、その一方で元気な状態で生活できる期間『健康寿命』が注目されており、いかに平均寿命に近づけることができるかが、今後の課題ともなりつつあります。

厚生労働省では、5年に1度「都道府県別生命表」を公表しており、直近の2016年では、「平均寿命」は男性80.98歳、女性87.14歳、「健康寿命」は男性72.14歳、女性74.79歳 その差 男性で8.84歳、女性で12.35歳となっている。

北海道における「健康寿命」の状況では、男性 71.98歳、女性 73.77歳となっており、全国45位となっている。全国を見てみると 男性の1位では 山梨県、女性では 愛知県であり、男性 最下位 秋田県、女性 広島県となっている。

北海道の平均寿命を見てみると、男性 80.33歳 健康寿命との差 8.35歳、女性 86.94歳 健康寿命との差 13.17歳となっている。

平均寿命と健康寿命との差は、男性 3年、女性 10年程度ある。この差は、健康への気配りや働く方、ひとの関わり方、食生活などさまざまな要因が存在していることから、まずは身近な存在である町内会などによる助け合う、支え合うことができる体制づくりが望ましく、社協がその一助となるべき存在であり、当然、住民からも認知されなければならない。そのような取組みが、健康寿命を延ばし『人生100年時代』を健やかに暮らしていける福祉のまちづくりの実現となるものと考えている。

『用語説明』

平均寿命とは……0歳の子どもが平均して何年生きられるかを示す「平均余命」のことを指す。

健康寿命とは……健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、つまり心身ともに健康で生活できる期間を指す。

(5)社協としての自主財源と人財を活用した事業

先に述べたとおり、社協では自主財源の確保と人財の確保が重要課題であり、安定的に確保に務めることが現在進めている事業を含め、将来、変わっていく社会に対応できるとともに新たな事業の構築を目指すことが必要であると考えられる。

高齢者人口が増加し、ますます高齢者福祉の中心は介護に多くの財力と人力が注がれることが想像されるが、国が推し進めている地域を共に作っていく『地域共生社会』を実現するため、健康寿命を延ばすための人財活用、健康で元気な高齢者が率先して社会参加するシステムづくりや生きがい対策など取り入れて、すべての住民が分かりやすく参加しやすい事業を運営・展開していくことが重要であり、あるいは求められてくるのかもしれない。

会員数を増強するにあたり、多様化する地域ニーズの発掘や地域事情の収集に努めていくことが必然であり、そのためには、住民（市民）受けする事業を実践するという社協の使命を達成するため、自主財源の確保と人財の確保の基盤強化が必然的に図られる体制作りを行政や社協・地域住民が一丸となった取組みを推進することがもっと必要と考えており、新しい事業を創出していくことを目指すものである。

稚内市社会福祉協議会が実施している事業一覧

(令和3年3月時点)

NO.	具体的な事業	財源区分
1	福祉委員活動費助成事業	会 費
2	ふれあいランチ事業	会 費
3	生活支援コーディネーター事業	委 託 費
4	法人後見事業	会 費
5	権利擁護サポート事業	会 費
6	日常生活自立支援事業	会 費
7	指定居宅介護支援事業(ケアプラン及び介護予防プラン作成事業)	介護報酬
8	指定居宅サービス事業(訪問介護及び介護予防訪問介護事業)	介護報酬
9	指定相談支援事業(相談及びサービス利用計画作成事業)	委託費・公費
10	居宅介護事業(障害者ホームヘルパーサービス事業)	委託費・公費
11	指定居宅介護支援事業(訪問調査)	委 託 費
12	ふれあい総合相談事業	会 費
13	生活福祉資金貸付及び援助活動事業	受託金他
14	生活困窮者自立促進事業	受託金他
15	ボランティアセンター運営事業	社協ホウ基金
16	防災ボランティア講座開催事業	社協ホウ基金
17	福祉団体活動助成事業	社協ホウ基金
18	ボランティア活動保険加入促進事業	社協ホウ基金
19	ボランティア関係団体助成事業	会 費
20	総合福祉的事業(赤い羽根募金 団体助成)	共同募金
21	ひとり暮らし老人等除雪サービス事業	募金助成金
22	老人の杖及び補助具等助成事業	社協愛情銀行
23	車椅子等貸出事業	社協愛情銀行
24	災害被災者援助活動事業	社協愛情銀行

25	無収入者見舞金事業	社協愛情銀行
26	愛の小箱設置事業	社協愛情銀行
27	安心サポート事業	社協愛情銀行
28	行事用テント貸出事業	共同募金
29	ふれあい生活支援事業(要約筆記奉仕員派遣事業)	委託費
30	ふれあい生活支援事業(関係団体助成事業)	会費
31	ふれあい生活支援事業(介護予防普及啓発事業)	委託費
32	稚内市総合福祉センター管理運営事業	委託費
33	稚内市総合福祉センター管理運営老人	委託費
34	稚内市宝来地区在宅介護支援社センター事業	委託費